愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間896円」を「１時間911円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間856円」を「１時間875円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間867円」を「１時間883円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間904円」を「１時間919円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間888円」を「１時間904円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間890円」を「１時間909円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛媛労働局長　濱本　和孝

第４号中「１時間829円」を「１時間849円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

大分労働局長　小笠原清美

第４号中「１時間846円」を「１時間866円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

統　　計

機械受注統計調査報告（平成29年９月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

需要者＼期・月	（平成28年）10～12月	（平成29年）１～３月	４～６月	７～９月	（平成29年）６月	７月	８月	９月
受注総額	72,530	66,798	67,918	72,859	22,706	23,822	25,839	23,198
	（ 13.4）	（ －7.9）	（ 1.7）	（ 7.3）	（ 2.1）	（ 4.9）	（ 8.5）	（ －10.2）
	〔 0.8〕	〔 －4.7〕	〔 4.6〕	〔 13.0〕	〔 4.3〕	〔 10.2〕	〔 21.5〕	〔 9.1〕
民需	33,701	28,841	28,588	30,840	9,859	9,972	10,589	10,279
	（ 10.9）	（ －14.4）	（ －0.9）	（ 7.9）	（ 4.4）	（ 1.1）	（ 6.2）	（ －2.9）
	〔 7.3〕	〔 －12.1〕	〔 －2.7〕	〔 1.6〕	〔 －3.0〕	〔 －2.9〕	〔 3.2〕	〔 3.6〕
〃（船舶・電力を除く）	25,859	25,507	24,314	25,462	7,900	8,533	8,824	8,105
	（ 0.3）	（ －1.4）	（ －4.7）	（ 4.7）	（ －1.9）	（ 8.0）	（ 3.4）	（ －8.1）
	〔 3.6〕	〔 －1.0〕	〔 －1.0〕	〔 －2.5〕	〔 －5.2〕	〔 －7.5〕	〔 4.4〕	〔 －3.5〕
製造業	10,800	10,346	10,733	11,607	3,458	3,557	4,130	3,921
	（ 2.7）	（ －4.2）	（ 3.7）	（ 8.2）	（ －5.4）	（ 2.9）	（ 16.1）	（ －5.1）
	〔 3.5〕	〔 －6.8〕	〔 3.5〕	〔 9.2〕	〔 －3.2〕	〔 －1.8〕	〔 14.7〕	〔 14.8〕
非製造業（船舶・電力を除く）	15,202	15,206	13,696	13,921	4,508	4,723	4,869	4,329
	（ －1.0）	（ 0.0）	（ －9.9）	（ 1.6）	（ 0.8）	（ 4.8）	（ 3.1）	（ －11.1）
	〔 3.3〕	〔 3.1〕	〔 －4.5〕	〔 －10.1〕	〔 －6.9〕	〔 －12.3〕	〔 －2.8〕	〔 －13.3〕
官公需	8,639	8,475	6,982	8,017	2,771	2,678	3,156	2,182
	（ 13.5）	（ －1.9）	（ －17.6）	（ 14.8）	（ 50.1）	（ －3.3）	（ 17.8）	（ －30.9）
	〔 37.8〕	〔 －11.4〕	〔 1.9〕	〔 1.0〕	〔 15.8〕	〔 －1.6〕	〔 25.3〕	〔 －9.4〕
外需	26,571	25,977	28,470	31,077	9,124	9,959	11,100	10,017
	（ 15.5）	（ －2.2）	（ 9.6）	（ 9.2）	（ －3.1）	（ 9.1）	（ 11.5）	（ －9.8）
	〔 －12.9〕	〔 8.0〕	〔 12.4〕	〔 32.6〕	〔 8.9〕	〔 30.1〕	〔 44.5〕	〔 25.4〕
代理店	3,529	3,608	3,759	3,723	1,275	1,267	1,259	1,198
	（ －0.1）	（ 2.2）	（ 4.2）	（ －1.0）	（ 3.6）	（ －0.6）	（ －0.6）	（ －4.9）
	〔 4.8〕	〔 2.9〕	〔 13.9〕	〔 4.7〕	〔 11.6〕	〔 8.2〕	〔 9.2〕	〔 －2.2〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。